

議員提出議案第5号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成31年3月14日

墨田区議会議長

瀧澤良仁様

提出者	墨田区議会議員	木内清
	同	樋口敏郎
	同	中沢えみり
	同	加藤拓
	同	おおこし勝広
	同	加納進
	同	高柳東彦
	同	あべきみこ

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進に関する意見書

妊婦は、診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、また、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされています。このため、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことなどを踏まえ、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価する観点から、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設されました。

しかし、この妊婦加算については、関係者に十分な説明がなされないままに加算が算定されたり、コンタクトレンズの処方など投薬を伴わず、妊婦でない患者と同様の診療を行う場合にも算定された事例など、運用上の問題が指摘されていました。また、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がありました。

こうした指摘を受け、厚生労働省は、昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとしました。

よって、墨田区議会は、政府に対し、妊婦が安心して医療が受けられる体制を構築するために、下記事項について取り組むよう強く要望します。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、妊婦特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、妊婦特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成31年3月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } あて